

品種保護に向けたDNA品種識別技術確立

＜未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開＞

【50百万円】

対策のポイント

我が国の輸出農産物を適切に保護するため、DNA品種識別技術の確立を推進します。

＜背景／課題＞

- ・ 近年、我が国で育成された優良品種が海外に流出し、産地化されたりする事例等が顕在化しており、農林水産物・食品の輸出の拡大に伴い、こうしたリスクは年々増加しています。
- ・ こうした事態は、日本のブランドの信頼の低下につながり、農林水産物の輸出市場の拡大を妨げるだけでなく、日本への逆輸入等の事態となるおそれがあります。
- ・ このため、我が国で育成された優良な品種について保護を図り、権利侵害の場合に適切に権利行使が可能となるよう環境整備を行います。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

＜内容＞

1. DNA品種識別技術の開発

海外への輸出を図る農産物について、その品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）を開発し、権利保護を支援する。

2. 識別技術の妥当性の確認

開発したDNA品種識別技術について、税関、（独）種苗管理センター等で広く利用可能となるよう開発技術の妥当性確認を支援する。

＜事業実施主体＞

民間団体等

＜補助率＞

- (1) DNA品種識別技術の開発 1／2以内
(2) 識別技術の妥当性の確認 定額

〔担当課：生産局知的財産課 電話 03-6744-2118〕

品種保護に向けたDNA品種識別技術確立

○ 海外へ輸出を図る農産物について、その品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）を開発し、権利保護を支援する。（補助率 1/2）

○ 開発したDNA品種識別技術について、税関、（独）種苗管理センター等で広く利用可能となるよう開発技術の妥当性確認を支援する。（補助率 定額）

- ・我が国で育成された優良品種（オリジナル品種）が海外に流出し、産地化されたりする事例が顕在化。
- ・こうした事態は、日本のブランドの信頼の低下につながるだけでなく、日本への逆輸入や、輸出先のマーケットでの競合等の事態となる恐れがある。
- ・我が国で育成された優良な品種について、適切に保護を図り、権利侵害の場合に適切に権利行使が可能となる環境の整備を行う。

オリジナル品種の
輸出が進まない

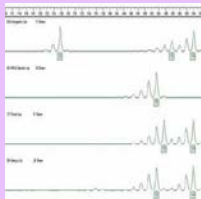
農産物の輸出促進
に取組む産地

民間団体等
（農業協同組合や公益法人等）

花きの輸出を行っ
ている民間企業等

DNA分析による品種識別技術の開発
（補助率1/2）

DNA分析手法及びDNAマーカーの開発



識別技術の妥当性確認
（補助率定額）

第三者が別の施設で行って
も再現可能か確認



○ 税関、種苗管理センター等で広く利用が可能となり、権利侵害への適切な対応が可能。

○ 権利侵害への抑止効果。

オリジナル品種
を用いた戦略的
な農産物の
輸出拡大